

松山市長 野 志 克 仁

松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金（クラウドファンディング活用型）交付要綱をここに公布する。

記

松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金（クラウドファンディング活用型）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、松山市内における地域住民が主体となったまちづくりを更に進めるため、クラウドファンディングを活用して本市が取り組んでいる「たからみがき」のまちづくり又は中心市街地の活性化に資する歴史的建造物、景観又は交流の場の整備等を行う者に対し、予算の範囲内において、松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金（クラウドファンディング活用型）（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング インターネットを利用して不特定多数の者から幅広く資金を調達する仕組みをいう。
- (2) 美しい街並みと賑わい創出事業 美しい街並み景観整備及び賑わい創出施設整備をいう。
- (3) 美しい街並み景観整備 歴史的建造物の保全・改修又はウォークアブルなまちづくりに資する店舗等の整備をいう。
- (4) 賑わい創出施設整備 地域資源又は空き家等を活用し、不特定多数の来場者等が見込まれるまちの魅力向上に資する施設の整備をいう。

- (5) 建造物 建築物，土木構造物及びこれらと一体をなす工作物等をいう。
- (6) 歴史的建造物 建造物のうち，おおむね昭和 20 年以前に築造された歴史的・文化的に価値のある建造物及びこれに相当すると市長が認める建造物をいう。
- (7) ウォークブルなまちづくり 地域における協定等に基づき，居心地がよく，歩いて楽しい空間をつくるまちづくりをいう。
- (8) 資金調達必要額 第 5 条に規定する補助対象事業を実施するに当たり，必要な資金の額から自己資金の額及び金融機関からの融資等により調達する資金の額を除いたものであって，補助対象経費であるものをいう。
- (9) クラウドファンディング目標額 クラウドファンディングにより調達が必要な資金に係る目標の額であって，資金調達必要額に 2 分の 1 を乗じて得たもの以上の額のうち，市長が定めた額をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 美しい街並みと賑わい創出事業を実施する建造物又は土地を所有している者
- (2) 美しい街並みと賑わい創出事業を実施する者であって，当該事業を実施した後の建造物又は土地の運営についてその所有者の承諾を得ているもの

2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者は，補助対象者としな

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 松山市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 32 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）である者又はその役員及び従業員のうちに暴力団員等のある者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団，暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第 9 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者と取引関係のある者

(補助対象区域)

第 4 条 補助対象区域は，次の区域とする。

- (1) 松山市中心市街地活性化基本計画の対象区域
- (2) 松山市地域振興構想で定める地域別構想の対象区域
- (3) 松山市地域におけるまちづくり条例（平成 21 年条例第 9 号）第 2 条第 3 項に規定するまちづくり計画の対象区域

(4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める区域

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、美しい街並みと賑わい創出事業のうち、松山市美しい街並みと賑わい創出事業審査委員会による審査を経て市長が適当と認めた事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 他の制度による補助金又は交付金等を受けている事業

(2) 政治的又は宗教的な活動を目的とする事業

(3) 専ら自らが資金を得ることを目的とする事業

(4) 事業の効果が特定の個人又は法人その他団体に帰属する事業

(5) 法令又はこの要綱等に違反する事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助対象事業の認定申請)

第7条 補助対象事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金（クラウドファンディング活用型）事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業計画書（様式第2号）

(2) 補助対象事業の実施場所及びその付近の状況を明らかにする書類

(3) 補助対象事業の実施内容が分かる工事等図面

(4) 補助対象事業の実施に係る工事等の見積書及び内訳書

(5) 補助対象事業を実施する建造物又は土地の所有及び権利関係を明らかにする書類

(6) 完納証明書その他市税を滞納していないことを証する書類

(7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金（クラウドファンディング活用型）事業認定結果通知書（様式第3号）により、補助対象事業の認定又は不認定を申請者に通知するものとする。

(クラウドファンディングの実施)

第8条 前条第2項の規定により補助対象事業の認定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、クラウドファンディングを実施し、補助事業者以外の者から調達した資金によりクラウドファンディング目標額を調達しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定によるクラウドファンディングの終了後、速やかに松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金（クラウドファンディング活用型）資金調達結果報告書（様式第4号）に当該クラウドファンディングの結果を確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第2項の規定による補助対象事業の認定を取り消すものとする。

（1）法令又はこの要綱等に違反したとき。

（2）前条第1項に規定するクラウドファンディング目標額を調達できなかったとき。

（3）前条第1項の規定により実施したクラウドファンディングにより調達した額が資金調達必要額を超過したとき。

（4）前各号に掲げるもののほか市長が認定を取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消すことを決定したときは、松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金（クラウドファンディング活用型）事業認定取消通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第10条 第8条第1項の規定により実施したクラウドファンディングにより同項に規定するクラウドファンディング目標額を調達し、かつ、当該クラウドファンディングにより調達した資金の額が資金調達必要額未満であった補助事業者は、補助金等交付申請書（規則第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）事業計画書

（2）収支予算書（規則第2号様式）

（3）その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号及び第2号に掲げる書類は、市長が適当と認めたときは、同項の申請書に添付を要しない。

（補助金の交付の決定及び通知）

第11条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容を補助金等交付決定通知書（規則第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付の目的を達するため必要な限度において条件を付することができる。

(変更交付申請)

第12条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、その内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金等変更交付申請書（規則第3号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により補助事業の内容の変更を承認する場合において、当該変更により補助金の額に変更が生じないときは松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金（クラウドファンディング活用型）変更承認通知書（様式第6号）により、補助金の額に変更が生じるときは松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金（クラウドファンディング活用型）変更交付決定通知書（様式第7号）により、それぞれ補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（規則第8号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（規則第9号様式）

(2) 補助事業の整備中及び整備後の状況が分かる書類

(3) 補助事業の整備に係る費用についての支出を証する書類

(4) 第8条第1項の規定により実施したクラウドファンディングにより調達した資金の額の入金を確認できる書類

(5) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の補助事業等実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金（クラウドファンディング活用型）額確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、請求書（松山市財務会計規則（昭和39年規則第11号）第37号様式（その1））を

市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第16条 市長は、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、前条の請求書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を補助事業者を求めるものとする。

(1) 交付を受けた補助金を補助事業の目的以外の目的に使用したとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(3) 補助事業の実施方法が不適當であると認められるとき。

(4) 補助事業の実施額がその予算額に比較して著しく減少したとき。

(5) この要綱又は補助金の交付の条件に違反したとき。

(6) 正当な理由がなく規則第8条の届出を怠ったとき。

(7) 正当な理由がなく第13条の規定による報告を怠り、又は次条の規定による調査を拒んだとき。

(8) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。

(調査等)

第18条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、書類の提出若しくは報告を求め、又は調査をすることができる。

2 市長は、補助事業の成果を公表することができる。

3 市長は、補助金の交付があった日から10年を経過する日までの間、補助事業者に補助事業の整備後の状況等について報告を求めることができる。

(関係書類の保管)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(財産の管理)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得等財産」という。）については、補助事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得等財産について、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

（財産の処分の制限）

第21条 補助事業者は、取得等財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、除去し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金（クラウドファンディング活用型）財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、その取得等財産が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過したときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による承認に係る財産を処分したことにより補助事業者収入があるときは、当該収入に相当する金額の全部又は一部を市に納付させることができる。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象事業区分	補助対象経費	補助金の額
美しい街並み景観整備	歴史的建造物の保全・改修又はウォークアブルなまちづくりに資する店舗等の整備に係る工事費	資金調達必要額から第8条第1項の規定により実施したクラウドファンディングにより調達した資金の額を除く
	クラウドファンディングの実施に係る経費	

賑わい創出施設整備	地域資源又は空き家等を活用し，まちの魅力向上に資する施設の整備に係る工事費	た額。ただし，上限は，５００万円とする。
	クラウドファンディングの実施に係る経費	

備考

- 1 補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てる。
- 2 美しい街並み景観整備と賑わい創出施設整備は，いずれも市の各種まちづくり計画の趣旨に沿い，継続的に管理運用される建造物の整備を目的とする事業とする。
- 3 建造物のうち建築物を対象とする整備は，道路等の公共的な空間から見える範囲の建築物の外部又は土地の外構に係る整備を行うものとする。